

香住第二中学校いじめ防止基本方針

香美町立香住第二中学校

1 学校の方針

本校は、校訓「謙虚・正直・勤勉」のもと、「ふるさとに学び、心豊かにたくましく生きる力を身に付けた生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、将来のふるさと香美町を支える人材の育成に向けて、生徒・保護者・地域から信頼される学校をめざして教育活動を展開している。そして、けじめと礼儀を身に付け、自らの夢や志の実現に向けて努力する生徒、自他を大切に互いに尊重し合って生きる生徒を育てることをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定める。そして、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校生徒の特徴は、素直で真面目、心優しく落ち着いている。教員とも信頼関係を築き、何事にも全力で取り組むことができる。挨拶も元気で大きな声で行うことができ、礼儀正しい生徒が育っている。自尊感情や主体性の面でやや課題は見られるものの、自ら考え、判断し、行動できる生徒の育成をめざして、学校・家庭・地域が一体となって教育活動を推進し、健全育成体制の構築に取り組んでいる。

また、生徒会活動の一つとして、60年に渡ってJR佐津駅清掃のボランティア活動を実施するとともに、日々、校内の花の水やりや挨拶立ち番などに、真面目に着実に取り組んでいる。係や当番活動では、自分の役割を自覚し、責任を持って取り組む姿がある。また、学校行事・学年行事においては、協力・協同して取り組み、思いやりのある言葉掛けや、優しさのある人間性が育まれている。このような現状にあって、生徒指導に関わる大きな問題行動は見られない。希に、友達の言動や孤立感などから疎外感等を感じる生徒があるが、平日頃の未然防止、早期発見・早期対応の取組により、適切且つ迅速に対応しており、重大な事態に至ることはない。

しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識の下、全教職員、全生徒、全保護者、全地域住民で、「いじめを絶対に許さない学校づくり」に向けて、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及関係機関

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

本校の場合、たとえば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である人権擁護委員、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

生徒・保護者・地域に信頼される学校をめざしている本校は、情報発信に努めている。策定した学校の基本方針については、学校便り等で公開し、学校評議員会や学年懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、保護者等からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 基本方針

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

「いじめはどの子どもにも起こりうる。どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる」という事実を踏まえる。

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

(1) いじめに対する基本認識として、次の点について共通理解を図る。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

II 学校が講ずべき基本的施策

1 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

(ア) 早期発見に向けて、次の点に留意する。

- ①いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ②いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ③日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(1) いじめの早期発見のための措置

(ア) 生徒の声に耳を傾ける。

- ①定期的なアンケート調査を実施する。
- ②定期的な教育相談の実施により、実態把握に努める。
- ③生活ノートを活用して悩みを把握する。
- ④個人面談を活用する。
- ⑤相談体制（保健室、相談室など）を整備する。

(イ) 生徒の行動を注視する。

- ①休み時間や放課後に生徒の様子を観察する。
- ②チェックリストを作成する。

(ウ) いじめ情報について、教職員全体で共有する。

(エ) 保護者と情報を共有する。

- ①電話、家庭訪問、PTA会議等を活用する。

(オ) 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

2 いじめに対する措置

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、専門機関等と連携し、対応にあたる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内対策委員会「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。
- ⑤対策委員会の組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ⑥事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ⑧生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方をすることなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ②生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑥状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの協力を得る。
- ⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い、プライバシーに十分に留意する。

- ⑤いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑥教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることも考える。
懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
誰かに知らせる勇気を持つこと、はやしたてるなど同調する行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を培う。
- ③いじめの解決には、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめ対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③町教育委員会等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に理解を求める。

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(1) いじめの防止の早期解消に向けた具体的取組として、次の点に取り組む。

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

- ④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

4 いじめの防止、未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

未然防止の基本として、生徒が、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中で、安心安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

取組の成果として、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりする。また、改善についての取組を定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(1) いじめの防止のための措置（具体的取組）

- ①子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②道徳（道徳教育の充実）・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめ防止に向けた推進上の留意点として

(ア) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や職員研修で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

(イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。
- ②幅広い社会体験や生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ③自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ④自他の意見の相違があっても、互いを認め合い、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ②学年・学級、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ③ストレスを感じた場合でもスポーツ等で発散させたり、誰かに相談したりするなどして、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導のあり方には細心の注意を払う。
- ⑤教職員による「いじめられている側にも問題がある。」という認識や発言はいじめを深刻化させるものであることを認識する。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む。

- ①自己有用感が高められるよう、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることの出来る機会を全ての生徒に提供するよう努める。
- ②自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む。

- ①生徒自らが、いじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ②いじめの防止等の対策のための組織で情報を共有し、組織的に対応する。
- ③いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素から対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ④いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ⑤必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

(2) 校内研修の充実

- ①全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 校務の効率化

- ①教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ①学校評価において、いじめの問題を学校評価の目的を踏まえて行う。
- ②目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。
- ③教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
(迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価)

(5) 地域や家庭との連携について

- ①学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ②家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ③より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- ①不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安に生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ②生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の発生と調査

- ①重大事態に対処し、及び同種の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ③町教育委員会に重大事態が発生した旨の報告をする。町教育委員会による調査の再調査を踏まえての措置を講ずる。

(3) 重大事態の報告

- ①重大事態が発生した場合、町教育委員会へ報告する。

(4) 重大事態の事実関係を調査するための趣旨及び調査主体について

- ①調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- ②学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。
- ③学校が調査主体となる場合でも、町教育委員会の必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受けることもある。

(5) 調査を行うための組織について

- ①事案が重大事態であると判断したときは、その調査を行うため、速やかに組織を設ける。
- ②組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③学校が調査の主体となる場合として、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア) 事実関係を明確にすることについて

- ①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を網羅的に明確にする。
- ②この調査により当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(イ) 調査方法について

(1) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ①いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ②いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- ③調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ④いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(2) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ①生徒の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ②調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ③生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ④この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(ウ) 調査にあたっての留意点について

- ①背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した生徒が置かれていた状況では、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査を実施する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族の理解を得ておく。
- ⑤調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ⑧学校が調査を行う場合においても、町教育委員会より適切な指導及び支援を受ける。

- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(7) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ①いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- ②これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ③質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④学校が調査を行う場合においても、町教育委員会より情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(8) 調査結果の報告を受けた県知事等による再調査及び措置

(ア) 再調査について

- ①再調査は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(イ) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ①再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

Ⅲ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 (いじめ防止対策推進法22条)

1 組織が担う役割

- ①基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

2 本組織の構成は、次の通りとする

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、スクールカウンセラー等の専門家、人権擁護委員等の関係者により構成される組織を置く。

- ①学校職員 校長・教頭・生徒指導担当・各担任・養護教諭
- ②専門委員 スクールカウンセラー
- ③有識者 人権擁護委員・民生児童委員…必要に応じて出席を求める